

# 横須賀市報

第 1 8 5 6 号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地  
 毎月 横須賀市役所  
 10日 編集兼 横須賀市長  
 日 発行人 上地克明  
 25日 印刷所 (有)宮村印刷所

## 目 次

### 告 示

- ◇国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の指定について…………… 15081
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について…………… 15082
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇除却広告物等の保管について…………… //
- ◇放置自転車等の移動について…………… 15083
- ◇道路区域変更について…………… 15084
- ◇収納事務の委託について…………… //

### 公 告

- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇交付要求通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… 15085
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇物品の売払いに係る一般競争入札について…………… //

- ◇株式の売払いに係る一般競争入札について…………… //
  - ◇建築基準法に基づく意見の聴取について…………… 15086
  - ◇農用地利用集積計画について…………… //
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
  - ◇横須賀公共下水道事業計画の変更案の縦覧について…………… //
- 正 誤

## 告 示

### 横須賀市告示第7号 (令和5年1月11日) 掲 示 済

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第37条の規定により、次のとおり、国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定します。  
 令和5年1月11日

横須賀市長 上地克明

制限区域の名称	区 域 図
久里浜地区久里浜1号岸壁水域施設(岸壁前面泊地)	別図のとおり

(別図略)

### 横須賀市告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年1月1日	けいすいケアサービス よこすか	横須賀市根岸町3丁目9番9号	福祉用具貸与	横浜市金沢区泥亀二丁目13番1号 株式会社けいすいケアサービス 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	ウェルケア	横須賀市吉井2丁目8番21号	福祉用具貸与	横須賀市吉井二丁目8番21号 株式会社B・C TECHNI X 代表取締役 萩 原 真 弓
同	けいすいケアサービス よこすか	横須賀市根岸町3丁目9番9号	特定福祉用具販売	横浜市金沢区泥亀二丁目13番1号 株式会社けいすいケアサービス 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	ウェルケア	横須賀市吉井2丁目8番21号	特定福祉用具販売	横須賀市吉井二丁目8番21号 株式会社B・C TECHNI X 代表取締役 萩 原 真 弓

### 横須賀市告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として

指定しました。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年1月1日	よこすか みかん	横須賀市長沢1丁目3番15号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	三浦市初声町下宮田489番地11-3 F 株式会社みかん 代表取締役 高 橋 宏 美

**横須賀市告示第10号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定  
 しました。  
 令和5年1月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年1月1日	けいすいケアサービス よこすか	横須賀市根岸町3丁目9番9号	介護予防福祉用具貸与	横浜市金沢区泥亀二丁目13番1号 株式会社けいすいケアサービス 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	ウェルケア	横須賀市吉井2丁目8番21号	介護予防福祉用具貸与	横須賀市吉井二丁目8番21号 株式会社B・C TECHNI X 代表取締役 萩 原 真 弓
同	けいすいケアサービス よこすか	横須賀市根岸町3丁目9番9号	特定介護予防福祉用具販売	横浜市金沢区泥亀二丁目13番1号 株式会社けいすいケアサービス 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	ウェルケア	横須賀市吉井2丁目8番21号	特定介護予防福祉用具販売	横須賀市吉井二丁目8番21号 株式会社B・C TECHNI X 代表取締役 萩 原 真 弓

**横須賀市告示第11号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨  
 の届出がありました。  
 令和5年1月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年12月31日	ケアサービスそうわ	横須賀市舟倉2丁目6番1ダイアパレス久里浜フローラルガーデン1102号	居宅介護支援	横須賀市舟倉二丁目6番1ダイアパレス久里浜フローラルガーデン1102号 有限会社ケアサービスそうわ 取締役 宮 田 和 子

**横須賀市告示第12号**  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に  
 掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
 令和5年1月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年1月1日	グループホーム 空 楽	横須賀市ハイランド2丁目14番8号	共同生活援助	横浜市金沢区六浦南一丁目3番1号 株式会社T O Y Oコーポレーション 代表取締役 繪 面 富美子
同	B l u e S k y 武	横須賀市武1丁目16番15-7号	共同生活援助	横浜市中区桜木町一丁目101番地1 クロスゲート7階 株式会社青空横浜 代表取締役 筑 前 延 幸

**横須賀市告示第13号**  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に  
 掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出  
 がありました。  
 令和5年1月25日  
 横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年12月31日	MAKANA	横須賀市衣笠栄町2丁目16番地3 ビックサークルビル1F	就労継続支援B型	横浜市都筑区茅ヶ崎南三丁目21番24号 株式会社ミント 代表取締役 谷 口 俊 一

**横須賀市告示第14号**  
 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定  
 により、次のとおり広告物等を保管しました。  
 保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都

市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除 却 年 月 日	保 管 期 間
はり札等	7	二葉2丁目地内	令和4年12月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	5	公郷町1丁目及び栗田2丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第15号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和4年12月1日から同月27日まで	40	1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	3	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	34	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	1	追浜東町3丁目、追浜町2丁目、追浜南町2丁目、湘南鷹取6丁目、本町2丁目、大滝町1丁目、平成町3丁目、安浦町2丁目、上町3丁目、衣笠町、根岸町4丁目、馬堀町2丁目、佐原2丁目・4丁目、久里浜7丁目、栗田2丁目、津久井2丁目及び長井1丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	県立大学駅自転車等駐車場	同
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。た

だし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第16号

道路区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,018	旧	浦賀5丁目9番の1地先から 浦賀5丁目2番の4地先まで		メートル 5.9~7.0	メートル 124.7
	新	浦賀5丁目9番の1地先から 浦賀5丁目2番の4地先まで		8.2~10.2	123.8

横須賀市告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地克明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川 龍 男	久里浜1丁目公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）

2 委託の期間

令和5年1月10日から令和5年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第3号 (令和5年1月13日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第4号 (令和5年1月13日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第5号 (令和5年1月13日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要

求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第6号 (令和5年1月13日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上地克明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	11月分及び12月分の納期限は、令和5年1月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第7号 (令和5年1月13日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上地克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	9月分	令和4年10月28日 令和4年11月30日
		10月分	令和4年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第8号 (令和5年1月13日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地

方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料 決定通知書	12月分の納期限は、令和5年1月31日に変更する。
令和3年度		11月分の納期限は、令和5年1月31日に変更する。
令和4年度		10月分から12月分までの納期限は、令和5年1月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第9号 (令和5年1月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和4年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第10号 (令和5年1月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和4年9月13日 令4開第6号	令和4年12月23日 令4第14号	横須賀市長沢4丁目1259番1ほか7筆	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣 瀬 泰 三
令和4年5月12日 令4開第1号	令和5年1月6日 令4第15号	横須賀市根岸町5丁目8番174	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

横須賀市公告第14号 (令和5年1月16日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和5年1月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和3年度	国民健康保険料	11月分	令和3年12月28日
		12月分	令和4年1月31日
		1月分	令和4年2月28日
2月分		令和4年3月30日	
令和4年度		8月分	令和4年9月30日
		9月分	令和4年10月28日
	10月分	令和4年11月30日	

(別紙略)

横須賀市公告第11号 (令和5年1月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第12号 (令和5年1月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和4年度	後期高齢者医療保険料	10月分	令和4年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第13号 (令和5年1月13日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年1月13日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第15号 (令和5年1月25日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により株式の売払いを行います。

令和5年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第16号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 意見の聴取を行う事項  
神奈川県横須賀市武4丁目27番5号ホンダ販売株式会社代表取締役門脇裕子から申請のあった横須賀市岩戸1丁目452番1ほか3筆に自動車修理工場及び店舗を建築する計画について
- 2 意見の聴取を行う日時  
令和5年1月30日(月)午後6時から午後8時まで
- 3 意見の聴取を行う場所  
横須賀市岩戸1丁目4番2号 岩戸町内会館

横須賀市公告第17号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年1月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市阿部倉519番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市阿部倉18番2号  
阿部 文夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市平作5丁目5番1号  
瀧口 健治

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字天王谷964番及び965番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷339番地  
広川 幸一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目4番6号  
石原 華子  
横須賀市林2丁目4番6号  
木村 浩子  
三浦郡葉山町一色700番地の1  
鈴木 順子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目846番3

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1番20号  
永野 茂樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目4番6号  
石原 華子  
横須賀市林2丁目4番6号  
木村 浩子  
三浦郡葉山町一色700番地の1  
鈴木 順子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目1859番及び1860番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目9番20号  
嘉山 一利
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目2番14号  
石田 町子

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目741番及び742番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目4番23号  
三富 徳雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目1番13号  
原田 菊江

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3678番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目4番23号  
三富 徳雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山崎 充代

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第3号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年1月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
618	有限会社山田土建	山田 康博	相模原市南区相模台六丁目30番19号	令和4年12月28日	令和9年12月27日

横須賀市上下水道局告示第4号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、横須賀市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により告示します。

なお、当該公共下水道事業計画の変更案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに上下水道事業管理者に意見を提出することができます。

令和5年1月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

1 変更内容

事業計画を変更する土地の区域	工事完成予定年月日
事業計画に定める予定処理区域及び予定排水区域全域	令和7年3月31日

- 2 縦覧期間 令和5年1月25日から同年2月8日まで
- 3 縦覧場所 上下水道局技術部計画課

正 誤

令和4年12月26日付け横須賀市報第1854号 15074 ページ左欄  
上から12行目中「秋谷2丁目22番23号」は「芦名2丁目22番23  
号」の誤り